

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の追加項目について

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として申請する際には、次の項目を参考として運営規程に追加してください。

運営規程の記載例	作成にあたっての留意事項
<p>(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)</p> <p>第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。</p> <p>(1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能。</p> <p>(2) 緊急時の受入れ及び対応 短期入所を活用した緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病又は障がい者若しくは障がい児の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡その他必要な対応を行う機能。</p> <p>(3) 体験の機会及び場の提供 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能。</p> <p>(4) 専門的人材の確保及び養成 専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。</p> <p>(5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。</p>	<p>各事業所の実態に応じて、(1)から(5)のうち実際に担う機能を記載してください。</p>

注) 上記に示した運営規程は記載例であり、各事業の実態に応じた規程とし、地域生活支援拠点等についての内容を御理解いただいた上で作成をお願いいたします